

# 文教厚生委員会記録

令和5年9月19日開催

- 1 日 時 令和5年9月19日(火) 9:58~12:40
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 渡部委員長 陶久副委員長  
横田委員 湯浅委員 星加委員 福島委員 西川委員  
住友進一委員 橋本委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長 幸坂副議長
- 6 傍聴議員 荒谷議員 山崎議員 水谷議員 久米議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 坂本教育長 松崎政策監  
吉村市民部長 荒井環境管理部長 吉岡保健福祉部長  
市瀬教育部長 安富市民生活課長 田中人権・男女共同参画課長  
山田環境保全課長 松江文化振興課長 清原環境管理課長  
小川環境管理事務所長 横手保険年金課長 兼任地域共生推進課長  
小坂生活福祉課長 日下介護保険課長 中田こども課長  
高山保健センター所長 山下教育部参事 田上教育総務課長  
阪本学校教育課長 岐人権教育課長 田上スポーツ振興課長  
松本学校給食課長 松村図書館長 中川科学センター館長  
清水税務課長 東條秘書広報課長 他
- 8 事務局 岡部事務局長 近藤議事課長 宮本課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 5名
- 10 記者席 3名

【 会議の概要 】

---

開 会 9 : 5 8

---

渡部委員長 皆さん、おはようございます。ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。去年の12月定例会からはじまりました、このメンバーでの委員会は今回が最後になるかと思われま。今までのように、御審議のほうには十分な御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。では、市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 改めまして、おはようございます。本日も大変御多用のところ、文教厚生委員会を開会いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますけれども、本委員会に提案をさせていただきます案件につきましては、条例の制定1件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算案5件、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について1件の合計8件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げますので、御提案申しあげました案件につきましては、御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日も何卒よろしくお願いをいたします。

渡部委員長 ありがとうございます。本委員会の審査案件は、付託されました市長提出議案8件及び請願1件であります。

審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は、自己紹介をしていただきましたら、議案の説明は着席して行っていただいて構いません。委員の方は、発言する場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。それでは、審査に入りたいと思います。

---

第1号議案 阿南市犯罪被害者等支援条例の制定について

---

渡部委員長 初めに、第1号議案 阿南市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。田中人権・男女共同参画課長。

【理事者説明 田中 人権・男女共同参画課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。橋本委員。

橋本 委員 教えてください。4点ほどと思ったんですが、資料をいただいたので3点ぐらいになるとは思いますが確認を取らせてください。

まず、第7条ですが、「犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、」とあります。これはどこに相談ができるのか、窓口はどこなのかを教えてください。

そして、もう1点、第8条は、「市長が必要と認める者に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。」ということで、今、第1号議案の資料をいただきました。それで確認が取れるんですけど、私が聞こうと思ったのは、対象者はどなたですかということを知りたいと思ったんですが、これで大丈夫ですね。

あと2点あるんですが、全部いいんでしょうか。第10条ですが、最後の「入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。」とあります。これはどのようなことを

指しているのかを教えてください。

それと13条の「民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供等必要な支援を行うものとする。」とありますが、市としてどのような情報提供かということをご教えてください。以上です。

渡部委員長 田中人権・男女共同参画課長。

田中 課長 人権・男女共同参画課の田中です。橋本委員の御質問にお答えいたします。

第7条の相談につきましては、総合窓口として、阿南市では人権・男女共同参画課になります。総合窓口から、予定としては、このようなハンドブックを策定いたしまして、各課で今、できる現状をこれで判断いたしまして、担当課から相談窓口、担当課にふるというようなかたちにはなりません。

続いて、第10条の居住の安定ですが、阿南市市営住宅条例の第3条第1号に規定する、市営住宅に入る場合に優先的に配慮できるという、国土交通省から通達もありますので、そういったことを考えております。

それと、最後になりますが、第13条の情報の提供ですが、情報の提供につきましては、資料の一番最後になると思いますが、関係機関との連携のイメージとなっております。今現在では、阿南市では民間のNPOとか、そういった支援団体はございませんので、現状ではないとは考えておりますが、徳島被害者支援センターなどに情報を確認しながら、犯罪歴とかの相談をかけていく予定でございます。以上です。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 御答弁、ありがとうございました。よくわかるんですけども、確認をとります。

第7条ですが、総合窓口を人権・男女共同参画課のほうで、ハンドブックに応じてそれを確定していくということですね。そして各課をお願いをして、そこで問題を提供して解決していくというようなことでいいんですね。

それと、提供自体も、民間支援団体の支援ということで、どのような情報提供かということは、この支援体制イメージのとおりなんですけれども、これはやっぱり、いろんな研修会とか、そういうものが必要なと思われるので、取り組むときにはやっぱり、人権の問題が多くのかかってくると思うので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第1議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 異議なしと認めます。よって、第1号議案 阿南市犯罪被害者等支援条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

---

第 4 号議案 令和 5 年度阿南市一般会計補正予算（第 5 号）について（関係部分）

---

渡部委員長 次に、第 4 号議案 令和 5 年度阿南市一般会計補正予算（第 5 号）についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第 4 号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。住友進一委員。

住友進一委員 二つほどお願いをいたします。

一つは 63 ページの在宅育児応援デジタルギフト発行委託料で 300 万円が上がっていますけれども、これの詳細の説明をお願いいたします。

それと、続けていきましょうか。64 ページ、次のページになりますけれども、新型コロナウイルスのワクチン関係で、当初予算の 8% ぐらい補正をかけていますけれども、現在、新型コロナウイルスというのは徐々に増えてきているように聞いております。第 9 波がきているのではないかというようなお話もうかがいますので、この 8% の根拠はどのようにしているのかなという、これで足りるのかという心配もありますので、説明をいただければと思います。

それと、私どもの近くの人でも、一般の人、学生、それから児童等々もコロナにかかっています。そんな中で、5 月 8 日から 5 類に変わっておりますけれども、その中学校、小学校、幼稚園、保育所等で、コロナにかかったときの対応というのはどうされているのか、併せてお伺いをいたします。

渡部委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田でございます。住友進一委員の御質問にお答えいたします。

在宅育児応援デジタルギフト発行事業でございますが、予算の明細といたしましては、需用費の消耗品 2,000 円、役務費の通信運搬費 1 万 7,000 円、そして委託料、在宅育児応援デジタルギフト発行委託料として 300 万円をお願いしております。この消耗品につきましては、この事業が始まりますと、対象者の方へ通知する封筒代となっております。通信運搬費はその郵送料になります。そして、委託料につきましては、対象の児童の方を 200 人と見込んでおりまして、今回のデジタルギフトは対象児童の方お一人に年間 1 万 5,000 円ですので、合計 300 万円を見込んでおります。以上、御説明といたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 説明ありがとうございます。その中で、どのように配布するのかというのを具体的にお伺いします。

渡部委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田です。住友進一委員の御質問にお答えをいたします。

この在宅育児応援デジタルギフト発行事業は、在宅で育児を行う家庭の経済的支援として、これまで徳島県が実施しておりました、徳島在宅育児応援クーポン事業を発展的

に継続する事業として実施するものでございます。これまで、対象児童が2歳児までであったものを、5歳児まで対象を拡大し、就学まで切れ目のない子ども子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、ウィズコロナにおきまして、行政サービスに係る手続きがより便利で安全、安心なものとなるよう、デジタルギフトを発行する手法により行います。具体的には、申請される保護者等は、スマートフォンから必要事項を入力の上、電子申請をしていただきます。市は申請内容を確認後、申請者のスマートフォンにURL—インターネット上のリソースを特定するための形式的な表示方法ですけれども、を送信いたします。申請者の方は、スマートフォンの画面に届いたURLをタップしますと、提携のお店で使用ができる電子マネーが給付される内容となります。この電子マネーでお支払をしていただくにあたり、アプリケーションは不要で、申請者の個人情報や事業者等に登録することなく利用が可能となります。この事業によりまして、在宅育児支援を充実させるとともに、ウィズコロナにおきまして、非対面、非接触だけでなく、市役所に行かずとも自宅で申請も受け取りもできる行政手続きのオンライン化の実現に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。この分につきましては、3月議会で300万円ぐらいだったかな、多様な集団活動事業の利用支援補助金というのをつけて、フリースクールの下の部分のところに行っている子どもさんに対して補助金がついたということで、3月は了解をしたんですが、そのときの御要望として、今年度中に、在宅の分だけ抜けているので、できるだけ早く制度を作っていただきたいと要望しておりましたので、年度内にしていただきましてありがとうございます。お礼でございます。

渡部委員長 高山保健センター所長。

高山 所長 保健センター、高山でございます。よろしくお願いたします。住友進一委員の御質問にお答え申し上げます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業について御質問をいただきました。12節の新型コロナウイルスワクチン接種委託料につきましては、当初予算の編成時においては、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の詳細な日程や、また、対象者等の具体内容が示されておりましたので、概算による予算編成となっております。令和5年度における春開始接種及び秋開始接種を適切に進めるため、必要な経費を今回、調整しようとするものでございます。

参考といたしまして、春開始接種については、9月13日の時点で1万2,613人の方が接種を受けられており、本日、9月19日までが実施期間となっております。また、引き続き、明日、9月20日からは秋開始接種を実施することとなっております。このような実情を勘案いたしまして、今年度における新型コロナウイルスワクチン接種に係る必要な経費を精査しましたところ、新型コロナウイルスワクチン接種費用として、医療機関等へ支出する委託料の不足が見込まれるため、当該不足分2,210万円を計上いたしました。

また、1節の報酬から8節の旅費までは、職員が出産に伴う休暇に入ったため、代替となる会計年度任用職員の人件費に関する経費となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 阪本学校教育課長。

阪本 課長 学校教育課、阪本です。住友進一委員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染者については、5月8日より県への報告は必要なしとなっております。ただ、市立小中学校を臨時休業する場合は、学校医に相談、市教委に相談ののち、決定となっております。その後、県に電話連絡ということで、その後、保健所への連絡、そして家庭との連携というかたちになっております。以上です。

渡部委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田です。  
保育所のコロナ対応でございますが、先ほど、教育委員会からもありましたけれども、5月8日以降につきましては、担当課への報告というのは求めておりません。現場におきましては、子どもがマスクをする、しないの強要もなく、そして、担当する保育士におきましても、自身の判断で行っているところでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。  
補正の分については了解をいたしまして、ひょっとしたら足りなくなるのではないかと  
いう思いがありますけれども、了解をいたしました。  
あと、今、中小幼保育所関係の対応ですが、ありがとうございます。ただ、そのかか  
った子ども、児童の扱いというのはどうされているのかなど。当然、学校にも行けない  
だろうし、家庭のほうで面倒を見ないといけないということになっていると思いますが、  
学校での扱いというんでしょうか。休んだときの扱いというんですか。コロナで休まな  
いとしょがないという状況が、少なくとも1週間、5日くらいはあると思いますが、  
その間の子どもの扱い、対応はどうされているのかと思いますが、いかがでしょうか。

渡部委員長 阪本学校教育課長。

阪本 課長 学校教育課、阪本です。  
休まれているお子様については自宅で休養するようになります。ただ、休養後、家で  
の学習ができるような状況であれば、学校によってはオンラインで学習するというかた  
ちも取っております。その際に、家庭との連携が重要になってくると考えられます。以上  
です。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 了解です。要するに、それぞれの学校で対応するというので、阿南市としての対応  
というのは決まっていないということですのでよろしいんですかね。  
今、ちょうど2類から5類に変わって、扱いがちょっと不安定な状況といえますか、  
決められたこと、マスク以外のことなんですが、学校へ行ったときの、いつから行って  
いいとか、悪いとかということも含めてはっきりしていないところがあるのではないかと  
聞いておりますので、その辺は教育委員会で少し決められて、周知をしていただければ  
と。僕の認識が甘いかもしれませんが、もうできているのかもしれませんが、そのよ  
うに感じられましたので、よろしく願いをいたします。以上です。

渡部委員長 ほかに、橋本委員。

橋本 委員 予算ページ59ページをお願いします。2点ほどお願いしますが、1点ずつお願いし

ます。

10目の18、自転車ヘルメット着用促進事業補助金についてお伺いします。これは県との連携でヘルメット2分の1の補助がいただけるということですが、上限はいくらなのか。あと、もう1点は、具体的に対象者はどのような方なんでしょうか。そして、そのヘルメットの周知方法を教えてください。そして、いつから受けつけるのか。この4点をお願いします。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 市民生活課、安富です。橋本委員の御質問にお答えいたします。

自転車ヘルメット着用促進事業補助金についてでございますが、対象は65歳以上の方と高校生の方ということで、1人当たりの上限は3,000円ということになっております。新品の購入したヘルメットにつき半分、購入費の2分の1の補助となっております。まして、上限が3,000円となっております。

広報の仕方についてでございますが、現在、考えておりますのは、あなん広報ほか、ホームページ等で広報する予定でございます。施行する予定なんですけれども、10月中旬以降を予定しております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。今後、やはり対象者についても拡大して行ってほしい。これは何かといいますと、エコのことを考えれば会社員とか、それから自転車通勤をなさっている方もいらっしゃると思うんですね。だから、そういうことも含めてですが、県のほうへも今後、要望して行ってほしいのと、補助金の関係で、市独自でも考えていく必要もあると思うんですね。そういうことも含めてですが、御見解があれば教えてください。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 橋本委員の御質問にお答えいたします。

現在のところは県の補助金の補助裏ということで、県の補助要綱に従ったかたちで運用してまいりたいと考えております。今後については、実際に申請の状況を見ながら検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 どうもありがとうございます。今後とも、阿南市独自でも構わないので考えて行ってください。

もう1点お願いします。同じところの防犯灯管理費のことをお願いします。防犯灯91万8,000円の補正予算が組まれておりますけれども、これは、説明のときに聞いたんですが、LEDの新規の付け替えということでいいんですよね。

だとしたら、予算が増額されている分で、ほかに水銀灯か蛍光灯とか、まだ道路に残っていると思うんです。これはどのようにしていくのかということをお願いしたいんですが、どのようにされますか。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 橋本委員の、防犯灯に関する御質問にお答えいたします。



今回、補正で計上されている分については新設の予算としております。それと、LED化についての御質問ですが、今回、修繕のほうで、当初予算のほうでほぼLED化というのは終わっております。あと20灯程度、残っておりますので、また現地を確認して替えていくようなかたちで処理したいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 すみません。先ほど、20灯と申し上げましたが、約30灯の誤りでございます。お詫びして訂正させていただきます。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。これも、やっぱりLEDに交換する、今、電気代が高騰していますし、そのことも含めてですが、スピード感を持って対応していただきたいと思えます。よろしくお願いします。以上です。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第4号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第5号)についてのうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

第5号議案 令和5年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

---

渡部委員長 次に、第5号議案 令和5年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。横手保険年金課長。

【理事者説明 横手 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第5議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　御異議なしと認めます。よって、第5号議案 令和5年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第6号議案 令和5年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

---

渡部委員長　次に、第6号議案 令和5年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。理事者の説明を求めます。日下介護保険課長。

【理事者説明 日下 介護保険課長】

渡部委員長　理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。星加委員。

星加 委員　96ページの地域支援事業費についてお伺いをいたします。今回、地域共生推進課より測定機器購入費が891万円でございますが、その内訳とともに、骨密度測定器の器具代がどれぐらいか。そして、血管年齢を測定する器具が何基でどれぐらいかということ詳しく知らせていただきたいと思っておりますとともに、どこへ置くのか、どこが持っているのか。その持っているところですね、それについてお教えいただきたいと思っております。

渡部委員長　兼任地域共生推進課長。

兼任 課長　地域共生推進課の兼任です。星加委員の御質問に対し、御説明申し上げます。  
まず、測定器の内訳について御説明させていただきます。骨密度測定器につきましては、1台当たりの単価が85万円、それに消費税をかけまして、地域包括支援センター、お世話センター6カ所に置くこととしておりますので、合計561万円となります。また、血管年齢測定器につきましては1台当たり50万円としまして、それに消費税をかけ、6台としまして、330万円、併せて810万円を計上させていただいております。  
また、先ほど、どこへ置くのかという御質問に対しましてですが、各高齢者お世話センター6カ所に置きまして、介護予防の活動、地域におきましてはあななんサロンとか、いきいき100歳体操、また、介護予防普及啓発事業でさまざまな講演等の講座を設けておりますので、その場所で測定をして、測定値の内容等についても丁寧に説明をさせていただき、それで安心することのないよう、また受診のほうにもつなげていきたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長　ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第6号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議  
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。  
兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 地域共生推進課の兼任です。すみません、先ほど説明の中で810万円と説明を申し  
上げましたが、全部で891万円でございます。訂正してお詫び申し上げます。大変失  
礼いたしました。

渡部委員長 小休いたします。

---

小 休 10:43~10:43

---

渡部委員長 再開いたします。  
第6号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありません  
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第6号議案 令和5年度阿南市介護保険事業特別会  
計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

第7号議案 令和5年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について

---

渡部委員長 次に、第7号議案 令和5年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)につ  
いてを議題とします。理事者の説明を求めます。松本学校給食課長。

【理事者説明 松本 学校給食課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。住友進一委  
員。

住友進一委員 この補正については賛成をいたします。給食関係で少し質問をいたします。  
僕の記憶が定かではないんですが、7月の頭に給食に異物が入ったということがあつ

たと思うんですが、その1カ月後に、8月の頭でしたか、メールで詳細が来たかと思えますけれども、その件について御報告いただきたいと思います。

渡部委員長 松本学校給食課長。

松本 課長 学校給食課、松本です。住友進一委員からの御質問にお答えをいたします。

7月の異物混入事件につきましては、羽ノ浦中学校の学校給食におきまして、トマトスパゲティの中に異物が混入していたという事件がございました。それが7月のことだったと思います。その後すぐに、当日の間に、羽ノ浦中学校につきましては阿南中央学校給食センターで配食をしておりますので、中央学校給食センター内の調理作業において異物混入があったかどうかの確認を、まず、当日中にさせていただきましたところ、調理作業の中で混入したものではないという確認が取れましたので、その旨、羽ノ浦中学校に報告いたしまして、すぐに、その食材の購入元であるところに「こういう混入があったので」ということで「詳細に調査をするように」という指示をいたしたところでございます。

そのあと、中間報告が2週間後ぐらいにございまして、その中間報告の中では、どうもそのトマトスパゲティの中のトマトの素材の中、学校給食ではそのトマトの素材を使うにあたって3キロ入りのトマトピューレを利用しているんですが、海外産のトマトピューレを使っております。普段、御家庭で使われる場合は缶詰状のものだとは思いますが、それが3キロのラミネートチューブに入ったかたちのものを利用しているんですが、それがどうも製造過程、それもスペインの製造過程で混入したものと考えられるという中間報告をいただきました。それを持って、「詳細に、現地の工場で本当にそれが混入したものかということ調べてください」ということを、再度、注文をしまして、その結果がわかったのが約1カ月先ということで、8月での御報告となってしまったということでございます。

実際は、その当日中において、その混入があったということで、それは、発生した中学には御報告もさせていただいていたわけですが、その原因が判明するまでちょっと報告を控えていた関係上、ちょっと、1カ月くらい先の御報告になりました。結果的には、そのスペインの工場において、その原材料をラミネートチューブに入れるときに、その入れたあとで蓋を閉めるときに、蓋を閉める機械の不具合でそのような蓋の部分が原材料の中に混入してしまったということで、それを使って調理をしたわけですが、色的にも、例えばトマトケチャップ状の色なので、その中に半透明のかたちのプラスチック片が入っておりましたので、注意をしておりましたが、最終的には混入してしまったということになりますので、改めて御報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 大変詳しく御報告をいただきましてありがとうございました。

ただ、やはり7月の頭に発生した事案が8月の頭、1カ月後に、あれも次の日に新聞に載ったかと思うんです。メールが来てから翌日、新聞に載ったという感じになっていましたので、もう少し、そういう情報があれば早く、もうメールがありますので、委員にもメールで配信をしていただければありがたいと思いますので、よろしく願いします。以上です。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第7号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議  
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　御異議なしと認めます。よって、第7号議案 令和5年度阿南市学校給食事業特別会  
計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

第8号議案 令和5年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

渡部委員長　次に、第8号議案 令和5年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計補正予算(第1  
号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

渡部委員長　理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第8議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議あ  
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　御異議なしと認めます。よって、第8号議案 令和5年度阿南市春日野地域下水道事  
業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

第9号議案 令和5年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について

渡部委員長　次に、第9号議案 令和5年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計補正予算(第  
1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。住友進一委員。

住友進一委員 補正については了解をいたしますけれども、少しこの、8号議案との関係もあるんですけれども、春日野の分については来年度から公会計に変わるということです。この西春日野については公会計にならないということなんですけれども、何で公会計のほうがいいのかなどという、今までずっと公会計でやっていなかった分を公会計に変えるという部分で、片一方はして片一方はしないという部分、その辺がちょっとよくわからないので説明をお願いいたします。

渡部委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 環境保全課の山田です。住友進一委員の、春日野地域下水道事業の会計を公営企業会計に適用する、その理由についてでございます。令和6年度、春日野地域下水道処理施設につきましては、昭和45年に徳島県土木部及び旧羽ノ浦町により、水田地域を造成し、宅地開発が行われ、地域の環境保全と水洗化による住環境の向上を図るため、春日野住宅団地小規模処理施設として、昭和46年4月に供用を開始した施設でございます。そのため、老朽化が進んでおり、改築等が必要となっております。この改築につきましては、これまで市のほうで協議した結果、国土交通省における補助金を活用して改築等を行うという方向で決定をいたしております。その改築にあたりましては、ストックマネジメント計画というのを策定する必要がございます。そのストックマネジメント計画を実施していくにあたり、また、国交省の補助金を活用するにあたりまして、公営企業会計法の適用をさせておく必要があるということで、今回、そういった適用に向けて準備を進めているところでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 よろしいでしょうか。  
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第9議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第9号議案 令和5年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

渡部委員長 ここで休憩いたします。再開は11時20分をお願いいたします。

---

休 憩 11:03~11:19

---

渡部委員長     では、休憩前に引き続き、審査に入りたいと思います。

---

第12号議案 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

---

渡部委員長     次に、第12号議案 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。安富市民生活課長。

【理事者説明 安富 市民生活課長】

渡部委員長     では、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長     質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第12議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議  
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長     御異議なしと認めます。よって、第12号議案 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

請願第1号 日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願

---

渡部委員長     次に、請願の審査に入ります。請願第1号 日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。まず、事務局に要旨の朗読をいただきます。

【事務局 朗読】

渡部委員長     ありがとうございました。本請願に対して理事者の見解がありましたらお願いいたします。中田こども課長。

---

【理事者見解 中田 こども課長】

中田 課長 こども課、中田です。どうぞよろしくお願いいたします。請願第1号 日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願につきまして、理事者の見解を述べさせていただきます。

請願の要旨にも記載されておりますが、政府は、「少子化は、我が国が直面する最大の危機である」との認識のもとで次元の異なる少子化対策を進めるとして、本年6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針」に基づき、今後、「こども・子育て支援加速化プラン」の3年間の集中取組期間に、政府を挙げて取り組んでいくとして、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太方針2023」においても少子化対策、子ども政策の抜本強化を重点政策に挙げています。

「こども・子育て支援加速化プラン」で示された保育所等保育施設の職員配置基準につきまして、政府は加速化プランにおける具体的施策において、保育士1人が受け持つ児童数、いわゆる配置基準について、これまでの乳児は3人、1、2歳児は6人、3歳児は20人、4、5歳児は30人の基準を、1歳児について6人を5人に、4、5歳児30人を25人に改善することが検討されておりますが、4月4日、参議院内閣委員会において、この配置基準の見直しに係る質問に、当時の小倉こども政策担当大臣は「全施設で基準に見合う保育士を確保する必要が出て、現場に混乱が生じる可能性がある」とする考えを示し、同月11日での会見で大臣は「基本的には、公定価格の加算措置により実施することになる」と説明しており、令和6年度保育関係予算概算要求の概要で事項要求がなされている状況でございます。

いずれにいたしましても、子ども、子育てに係る予算措置の拡充は、保育に係る施設の充実、また、そこで働く職員の待遇改善として、働きやすい環境づくりを推進するだけではなく、保育サービスの質の向上として、子ども、また、その保護者に還元されるものであり、子ども子育て環境の充実につながるものと認識いたしております。

以上、理事者の見解といたします。

---

渡部委員長 ありがとうございます。

これより、本請願について委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。橋本委員。

橋本 委員 私、紹介議員として少し説明をさせていただきたく思います。着座にて説明をさせていただきますことをお許しく下さい。

日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願につきまして、本請願に賛同する議員の1人として、請願の趣旨及び理由を述べさせていただきます。

御承知のとおり、この国が直面している少子化は、私たちの社会にとって大きな課題であります。政府は「少子化は我が国が直面する最大の危機である」との認識のもとで、「次元の異なる少子化対策を進める」としてあります。また、「こども未来戦略方針」では、子ども、子育て予算倍増に向けた大枠において、加速化プランを実施することにより、我が国の子ども、子育て関係予算は、子ども1人当たりの家族関係支出で見てOECDトップ水準のスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進するとうたわれています。

しかし、「こども・子育て支援加速化プラン」の具体化にあたっては、保育所等保育施設の運営が、公立、民間にかかわらず十分な財源措置を行うことや、学童保育に関連する予算についても、職員配置基準の改善や施設、設備の充実に必要な額を充足する財源措置を行うことが「こども・子育て支援加速化プラン」の成否に大きくかわることか



ら、地方単独事業への支援も含め、政府の責任において確実な財源措置を行うことを求める必要があると考えます。加速化プランが始まろうとしている今こそ、政府に対して地方から意見を述べておく、声を挙げておくことが重要であります。

本請願にある意見書で求めている内容が実現されれば、子ども、子育て政策の実効性がより高められ、かつ地方の負担軽減にもつながるものと考えまして、本請願に賛同するものであります。

以上、申し上げまして、日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願の趣旨及び理由の説明とさせていただきます。委員皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

渡部委員長　ほかにございませんか。星加委員。

星加　委員　ただ今、請願賛同者の方の御説明、それから市側の見解を頂戴いたしまして、私はこの趣旨に際しても、保育所、それから学童、これに対するこの要旨ですが、もうこれは賛成です。要旨に関しては賛成ですが、ただ、ちょっとよくわからないところがあります。それはどこかといいますと、あまりにも保育所、それも公立、そして私立、学童、これは何か全部一緒になっているような気がしまして。ここのところがちょっと、文言というものが私自身、よく理解できないんです。だから、この1、2、3、4というところ、これはそのとおりなんだろうと思いますが、人員確保というのは絶対に必要なことですし、今、保育士不足もあります、それをどう、細かくどうすればということが書かれていないから、これはアバウトなので、橋本委員、よろしいでしょうか。

渡部委員長　橋本委員。

橋本　委員　あまり勉強はしていませんけれども、わかる範囲ですが、最初にタイトルにありますように、「日本政府に保育所等」と求めていますよね。それには幼稚園、認定こども園、学童も皆、含まれるんです、この『等』に。それで、「職員配置基準改善等」といったら、処遇改善も含むということの意味を込めまして、要するに、財源を、やはり地方ではなくて国からちゃんとしてくれないと、地方は全然できませんよということがいいたいわけだと思います。

渡部委員長　星加委員。

星加　委員　そういうことですよ。ここに公立、私立ということが書かれておりますが、公立に関しては阿南市全体として、国から保育士さんにも来ておりますが、私立に関しては処遇改善費というかたちで、十分ではないけど来ているんですよ。きちんとしたかたちで来ているんですよ。学童はそこまで調べていないんですが、学童に関しては、それが来ているのかどうかというのがわからないので、『等』ということで、全部ひとくくりにしたのがいいのかどうかというのがきちんと理解できていないんですよ。だから、そのところをどうすればいいのかということで、この要旨、趣旨というのは、もうこれは絶対にしなければいけないことなので、これに対してはもう賛成なんです。だから、これを全部ひっくめてもいいのかなという、アバウトなところがちょっと、私にはひっかかっているので、どうすればいいのかというのが、短期間で調べる状況でもなかったのだからわからないんですよ。でも、要旨は、私自身はもう絶対的に賛成なんです。

渡部委員長　橋本委員。

橋本　委員　星加委員からは御丁寧な御説明、ありがとうございます。私も、この1、2、3、

4の中で、いろんなかたちの中で、委員がやっぱりわかりやすいようなかたちで、そして皆に伝えるようなかたちを求めるのであれば、やっぱり要旨の、この問題点を把握して、委員の中で提出する意見書に対して文言をお考えいただいても結構かなとは思っています。だから、そういうことで前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 ですね。これ、私自身、この要旨、趣旨には大賛成なんですけど、もう小休してでも、皆が賛成できるかどうかということをお聞きして、それ以後、また、小休しなくてもいいんですよ、それは。だから意見を聞いていただいて、そして委員長にまとめていただければと思うんですが、よろしくお願ひいたします。

渡部委員長 今のところ、趣旨については採択との御意見が出ているところでございます。ほかに御意見はございませんか。横田委員。

横田 委員 政府は異次元の子育て支援策を考えるということでございますので、まずは、その子どもを世話する国のほうからのそういった財源確保をしっかりとしてもらおうこと。それと、子育て施設と、先ほど来からもいわれておりますように、最近はフリースクール等を含めて、いろんな業態がございます。それに対しても十分な財源措置ができるように。とにかく異次元ということは、今まで、かつてなかったということでございますので、オールマイティーに、全て、子育てに対しては国難ともいべきこの少子化の時代、対応していただきたいと、このように国に求めていくべきだと思いますので、これで十分、私は結構だと。足りない部分も、まだ書き足してもいいぐらいだと思います。まず賛成です。

渡部委員長 ほかに御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御意見なしと認めます。一度、小休いたします。

---

小 休 11:39~11:41

---

渡部委員長 再開いたします。

では、請願第1号につきまして、採択との意見がございましたので、請願第1号を採決いたします。本請願を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって請願第1号は全会一致で採択と決しました。

なお、本請願は意見書の提出が求められております。審査の中で委員からいただきました御意見を踏まえまして、後日、意見書を作成し、閉会日に議員提出議案として提出したいと思ひます。意見書の文案につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　それでは、意見書を作成して、閉会日に議案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

質 疑 終 了 ・ 採 択  
全 会 一 致 ・ 採 択

---

渡部委員長　以上で、本委員会に付託されました議案及び請願の審査が終了いたしました。

---

一 般 質 問

---

渡部委員長　これより、本委員会の所管に係る一般質問をお受けしたいと思います。住友進一委員。

住友進一委員　確認なのですが、今日、カメラが入っていますよね。あれは多分、委員長が了解したんだらうと思うんですが。

渡部委員長　はい。

住友進一委員　どこのカメラが入っているのか、一応、委員には周知してもらいたいと思うんです。決めるのは委員長だらうと思うんですが。その辺を、もう委員会のほうは終わりましたけれども補足いただければと思います。

渡部委員長　本日、JRTさんから取材申し込みがありましたので、そちらのほうはお受けいたしました。委員の皆さんに周知ができていなかったということは、ちょっとこちらの周知不足ということで・・・。

藤本　議長　いや、そんな必要はない、周知する必要はない。本会議のとき、いちいちカメラを入れたってっていないでしょう。

渡部委員長　小休します。

---

小 休　11：44～11：44

---

渡部委員長　再開いたします。これより一般質問をお受けしたいと思います。通告がなされておりますので、湯浅委員。

湯浅　委員　それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、葬斎場の人数制限解除についてお伺いいたします。まず、部長にお尋ねいたしたいと思います。本年度の文教厚生員会の視察に行った際に、部長に葬斎場の入場者の人数制限解除について、本当はどうかということを確認させていただきました。部長からは「当時の市民生活課長から聞き取りをしたうえで報告をします」とのことでした。後日、部長から「聞き取りをした結果、令和4年12月議会の委員会答弁のとおりです」と回答をいただきました。間違いございませんか。

渡部委員長 吉村市民部長。

吉村 部長 湯浅委員の、ただ今の御質問に御答弁申し上げます。

文教厚生委員会の視察の際のやり取りについてはおっしゃるとおりでございます。ただ、そのときの、時間をちょっと頂戴いたしまして、当時の担当課長のほうにヒアリングなり事実確認をしたところ、そのお返事したところでは、そういった委員会答弁が正解であるという認識を持っておりました。しかしながら、今回、本会議における御質問の答弁の中で、事実、委員会答弁と事実が一部、異なっておりましたことは、今回の御質問を受けて、議会の答弁としてお返しさせていただいております。事実としては、今回、本会議のほうで一般質問の答弁をさせていただいたとおりでございます。以上、御答弁といたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 それでは、ヒアリングを行ったときに、その認識が違ったということによろしいのでしょうか。

渡部委員長 吉村市民部長。

吉村 部長 はい、その後、湯浅委員から当時、そういった御質問をいただきまして、当時の担当課長に実際どうであったのかという事実確認をいたしましたところ、ちょっと、その報告が時間を要しております。それで、その時点で、わかった時点で、7月だったと思いますが、その内容は湯浅委員にお伝えしたとおりでございます。それで、事実としては、本会議における一般質問の答弁のとおりでございます。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 大変苦しい答弁をありがとうございます。

まず、今議会の私の代表質問の答弁では、葬斎場に入場できる人数は令和4年12月1日までは10人以内、12月2日は人数制限解除、12月3日から20人程度、との答弁でございました。私事で申し訳ないんですが、令和2年の9月に母親を亡くしました。このときに葬斎場の人数制限があることを初めて、葬儀業者の方から聞かされました。いくら人数を減らしても10人にはならず、業者に相談をいたしました。市役所から10人以内といわれているので、10人以内でお願いします、とのことでございました。

また、令和4年に父親を亡くしたときも、減らして、11人であったんですけども、このときも葬儀業者に相談いたしまして、11人ではだめでしょうか、というお話をさせていただきました。このときも業者のほうからは、市役所から10人以内といわれているので同じ対応ということになりました。

実際に、新型コロナウイルスの感染者が減っていない中、なぜ、また新型コロナウイルス感染者の収束が見えない中で、令和4年12月2日に人数制限を解除したのかお伺いをいたします。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 湯浅委員の、葬斎場の人数解除についての御質問にお答えいたします。

本会議で御答弁申し上げましたとおり、御遺族や葬祭業者を通じて人数制限の緩和の  
声が多数、寄せられておりました。県内他市の状況等も調べまして、国のガイドライン  
等と照らし合わせながら、令和4年12月1日付で、翌日2日からの人数制限を解除し  
たわけですが、施設の利用人数を無制限とした場合に、新型コロナウイルス感  
染症の基本的な感染症対策を継続しつつも、葬祭、火葬の件数が集中したときには感染  
リスクが高まり、施設の管理運営上、問題が生じる可能性がある判断したため、改め  
て12月2日に、12月3日以降の入場制限を1家族20人以内でお願いしたものでご  
ざいます。以上、答弁とさせていただきます

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 国のガイドラインということでございますが、葬斎場の入場にあたっての国のガイド  
ラインというのはどういうことなんでしょうか。通常の葬儀の場合、コロナの陽性者が  
葬斎場を使用する場合でなくて、通常の葬祭場を利用する方の人数制限について国のガ  
イドラインがあるのかどうなのか。どういうガイドラインということなのかをお尋ねし  
ます。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 当時の国のガイドラインにおきましては、火葬する場合の収容人数についての制限の  
記述はございません。施設の従業員の基本的な感染症対策でありますとか、来場する方  
の感染については記載はございますけれども、人数制限についての記述はございません。  
以上、答弁とさせていただきます。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 であるならば、人数制限を12月2日に解除したという理由にはならないと思うんで  
すが、どのようにお考えでしょうか。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 繰り返しになるわけですが、本会議で御答弁申し上げましたとおり、それま  
でに御遺族の方等、また、葬祭業者等から多数、御意見が寄せられていたことと、あと、  
他市の状況を調べまして、人数制限の解除をしたわけですが、以上、答弁とさせ  
ていただきます。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 誠に申し訳ないんですが、人数制限解除というか、人数制限の緩和については、人数  
制限を加えた時点から、だから令和2年度から要望はあったと思います。なのに、なぜ  
令和4年12月の2日なのか、その理由をお答え願います。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 すみません、私がお話をお伺いしたところによりますと、表原市長の特定の支援者か  
ら要望があって、トップダウンで人数制限を解除したとお聞きしておりますが、これに  
ついてはどのように思われますか。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 繰り返しになるんですけども、御遺族の方等の御意見と、あと県内他市の状況でありますとか、国のガイドライン、それと当時なんですけれども、直前の第7波については急速に感染者が増えたわけなんですけれども、それ以前の波と比較して重症患者数は少ない傾向であったことなどから、総合的に判断したうえで、葬斎場に係る人数制限の緩和について協議した結果、判断したものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 これ以上、あまり続けても答弁がいただけないようなので、まず、事実関係を確認させていただきますが、12月1日に、葬儀業者のほうから葬斎場のほうに確認の電話があったと聞いております。電話を受けたのはどなたなのかお答えをいただきます。

渡部委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 湯浅委員の、先ほどのお電話の御質問については、今、初めて聞いたわけでございます、ちょっとわかりかねます。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 4月に人事異動で変わられたので、その辺、わからないとは思いますが、葬儀業者のほうから12月1日に連絡があったと確認をいたしておりますので、そのときに電話を受けたのが誰なのか、どのような内容だったのか、確認をしていただいて報告をお願いしていただきたいと思っております。

また、今回の人数制限解除について「全てを証言します」とおっしゃっていただいている方がおられます。今までの答弁を聞いていますと、なかなか本質については語っていただけない、そこまでして何を守ろうとしているのか、私にはよくわかりませんが、最初の委員会の質問と今回の答弁が違うということも含めて、今までお答えしていただいた答弁で間違いのないのか、自信を持っていえるのか、お答えをいただけたらと思っております。

渡部委員長 小休します。

---

小 休 11:59~12:03

---

渡部委員長 再開します。湯浅委員。

湯浅 委員 住友進一委員には断りもなく質問をしたことに対しまして、大変失礼をいたしました。今後、気をつけたいと思っております。ただ、住友進一委員に相談された方のほうから今回、「事実と違うので質問をしてほしい」というお話をいただきましたので、今回、質問をさせていただきました。配慮に欠けたことは大変申し訳なく思っております。できれば収めていただけたらと思っております。

今回、私に証言していただいた方と、表原市長、行政側との意見が全く違うようであります。文教厚生委員会ではこれ以上の究明は困難であると考えます。何等かの方法を検討したいと思っております。

続いてよろしいですか。

次に、保育所整備についてお伺いをいたします。くるみ、さくら両保育所の整備につきましては、公立と私立、両面で整備をするとの明確な方針が出されております。私立におきましては、エクセレント羽ノ浦こども園が開園をしております。公立については「春日野グラウンドに建設をしていただきたい」と春日野連合協議会からの要望があり、進めておりましたが、今、現在はストップしております。

今回、春日野協議会のほうから「保育所を春日野に整備していただきたい」との要望が出されたようでありますが、お伺いをいたします。まず、さくら保育所は何年間、子どもたちの成長を見守ってきたのか。くるみ保育所は何年間、子どもたちの成長を見守ってきたのか、お伺いをいたします。

渡部委員長 小休いたします。

---

小 休 12:05～12:06

---

渡部委員長 再開します。  
理事者の答弁を求めます。中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田です。湯浅委員の御質問にお答えをいたします。  
羽ノ浦さくら保育所は昭和46年が建築年でございますので、令和5年4月においては、経過年数が52年でございます。一方、羽ノ浦くるみ保育所につきましては、建築年が昭和51年でございますので、経過年数47年でございます。以上、お答えといたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 くるみ保育所については、今の場所に移転をする前のくるみ保育所についてはいつ整備されたのかお伺いをいたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 すみません。わからなければ後日で結構でございます。

渡部委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田です。失礼いたします。  
羽ノ浦くるみ保育所でございますが、昭和24年に羽ノ浦小学校の空き教室を利用して、町立羽ノ浦保育園として開設されております。そして、昭和32年に小学校の間借り状態を解消するため、小学校敷地内と思われませんが、新築に移転しております。その後、昭和51年、先ほど申しました年度ですけれども、乳幼児の増加が見込まれたことから登園の安全性を確保するため、現在の場所に新築、移転をしております。以上、お答えといたします

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 羽ノ浦小学校区で、春日野地域で5歳以下の子どもは現在、何人おられますか。また、春日野地域以外で5歳児の子どもは何人おられますか。お伺いをいたします。

渡部委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田です。湯浅委員の御質問にお答えをいたします。  
春日野地域、西春日野を含めまして、5歳以下の人数ですけれども、107人でございます。次に、春日野地域を除く羽ノ浦小学校区の5歳以下の人数につきましては、413人でございます。以上、お答えといたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 市民の方からは、くるみ保育所の建て替えに関しましては「小学校の側で、公立で整備をしてほしい」との声をいただいておりますので、整備の際にはこの辺も検討していただきたいと思っております。

次に、小学校の改築についてお伺いをいたします。今回の代表質問の答弁で、上空通路という新たな発想で答弁をされました。その中で、徳島文理中学校・高等学校を例に挙げておられましたが、徳島文理中学校・高等学校の上空通路につきましては、北側校舎と南側校舎を繋ぐ通路であります。今回、羽ノ浦小学校で検討しているものとは明らかに違いがございます。普通で考えると、今、検討されているという上空通路というのは、上空通路といえば上空通路なんだろうけれども、歩道橋であります。歩道橋でも構わないんですが、災害とか地震の際の避難のためにどれぐらいの、何カ所ぐらい整備をしようとしているのか。また、校舎の全面を歩道橋とするのか、その辺をお聞かせいただけたらと思っております。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 教育総務課、田上でございます。湯浅委員の御質問にお答えいたします。  
上空通路についての御質問でございますが、この上空通路は市道に児童が飛び出すことによる事故についての懸念に対する解決策の事例の一つとしてお示しをさせていただいたところでございます。また、本会議でも御答弁いたしましたように、他の自治体の小学校でも設置されている事例があり、今後の安全対策を考えるうえで一つの参考になるものと受け止めておりますが、現時点におきましては具体的な幅員とか、形態などに関しましては決まっているものではございません。いずれにいたしましても、上空通路を設置することとなった場合には、他市の事例を十分把握したうえで、本市での対応を検討していくことになるものと考えております。以上、お答えといたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 今回の質問の中でも質問させていただきましたけれども、この羽ノ浦小学校の現地建て替えの方針について、誰が決定したのか。市長が決定したのかどうか、お聞きしたいと思います。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 教育総務課、田上でございます。湯浅委員の御質問にお答えいたします。  
羽ノ浦小学校の現地建て替えにつきましては、議会の答弁でも答弁させていただいておりますが、令和元年9月議会で基本方針をお示しして以来、現地建て替えとすることを基本方針として進めさせていただいております。以上、お答えといたします。



渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 この前の質問では現地建て替えに決定ということもいわれておりましたが、私の聞いている範囲では「現地建て替えを第一候補地として」とお聞きをしております。どちらが正しいのかお伺いをいたします。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 教育総務課、田上でございます。  
羽ノ浦小学校の改築につきましては、現在、羽ノ浦支所、羽ノ浦交流センター及び羽ノ浦くるみ保育所に加え、JA東とくしま羽ノ浦支所用地を一体的に整備することを基本方針として取り組みを進めさせていただいております。以上、御答弁といたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 この件についてはまたお話をさせていただけたらと思います。  
最後に、羽ノ浦公民館の運営審議委員についてお伺いをいたします。現在、羽ノ浦公民館の運営審議委員は13名でございます。羽ノ浦公民館長からは15名の申請を上げておりましたが、なぜ13名しか承認されなかったのか。また、このような運営審議委員が承認されなかったことが過去にあったのか、お伺いをいたします。

渡部委員長 山下教育部参事。

山下 参事 生涯学習課、山下でございます。湯浅委員の御質問にお答えいたします。  
令和4年6月議会の、令和4年6月20日開催の文教厚生委員会において、湯浅委員より同様の質問をいただきましたが、審議会委員として委嘱しなかった理由を説明することによって、教育委員会における人事案件に対する具体的な論議の内容が類推される恐れがあることから、人事案件については誰に対してもお答えをすることは控えさせてもらっております。  
また、過去に例外はなかったのかということですが、過去にはなかったと聞き及んでおります。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 最後に、この運営審議委員の審査を行うときから、定例の教育委員会が人事案件に関して非公開になりました。この理由について、過去にはずっと公開だった定例の教育委員会が、なぜ、このときから非公開になったのかお伺いをいたします。

渡部委員長 山下教育部参事。

山下 参事 公民館運営審議会委員の委嘱に関しては、教育委員会定例会においてお諮りし、正式な委嘱の手続きをもって行っております。以上、御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ちょっと答弁が違うようなんですが、なぜ定例の教育委員会を非公開にしたのか、人事案件に関して、この辺をお伺いいたします。

渡部委員長 山下教育部参事。

山下 参事 大変申し訳ございません。現在、資料を持っておりませんので、お答えすることができないのと、申し訳ございませんでした。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ガラス張りの行政を掲げておられる表原市長におきましては、市長になられてから定例の教育委員会が、人事案件ということで非公開ということに、現在もなっております。ガラス張りの行政を掲げるのであれば、今まで、人事案件も含めて公開であった定例教育委員会でありますので、その辺、対処していただきますようお願いをいたします。以上です。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 私のほうから2点と要望を1点、お願いします。簡単ですので、よろしく願います。

実は、学童保育のクーラーの問題なんですけれども、柳島教育集会所というところで今、学童保育がなされています。これは元の中野島公民館だったそうです。そのところで、中野島公民館時代の取り付けのクーラーが故障しているらしいんですね。この暑さの中で学童が行われておりますけれども、学童の保護者の皆さんが2台取り付けを、故障しているから取り付けしたらしいです。しかしながら、それが壊れたんです。でも、少人数の中で必死になって学童をやられている保護者に見てみたら、修理代を出すにはものすごく苦労があるんですね。子どもの命にかかわるこの暑さです。そういうときに「何とかしてください」といったときに「それはできません」というお答えがあったそうなんです。本当にそういうかたちでいいのでしょうか。施設の整備、環境整備というのは整えてあげてほしいんですけれども。この点、どう考えられますか。お答えください。

渡部委員長 岐人権教育課長。

岐 課長 人権教育課、岐でございます。橋本委員の御質問について、学童保育の施設として使用している柳島教育集会所の空調整備についてお答えいたします。

空調整備の状態を調査し、修繕が行えるかどうか等を確認して対応してまいります。以上、簡単ではございますが、御答弁といたします。

橋本 委員 ありがとうございます。それでは調査して、早急に対応してください。お願いいたします。

あともう1点の質問ですが、高齢者の移動支援についてお伺いしたいんですけれども、表原市長就任以前より取り組んでおられる、高齢者の皆様に対する移動支援の取り組み、これがあれば教えていただきたいと思っております。

渡部委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 地域共生推進課の兼任です。橋本委員の御質問に対し、御説明申し上げます。

高齢者に対する移動支援事業につきましては、以前からバス券交付事業を実施しております。このバス券交付事業につきましては、阿南市に住所を有している阿南市民の方、満70歳以上の方で、前年度の市町村民税所得割額が5万円以下の方を対象としている

ところでございます。

昨年までは、交付枚数が1月当たり6枚、年間72枚を上限としておりましたが、令和5年4月1日から交付枚数の上限をなくす、いわゆるバスフリー乗車券を導入いたしました。本事業は、移動について不便、不安を抱える高齢者に対し、地域公共交通の利便性の向上を図ることを目的としまして実施させていただいております。以上、御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。これにつきまして、なぜこのような質問をするのかといいますと、先日の一般質問の御答弁で、市長が「これまで着手してこなかった高齢者の移動支援」とおっしゃったんですね。これにはやはり職員の方々の意気が低下します、こういうことで。以前に全然していなかったみたいな感じで。福谷議員も平成28年に、部長時代に答弁しているんですね。そういうことも踏まえて、いろんな意見が出ておりますので、職員の皆さんに対して、信頼を失いかねないかなと思って、ぜひ、お願いします。表現に気をつけていただきたいと。市長、何かありましたらどうぞ。ないですか。

渡部委員長 表原市長。

表原 市長 橋本委員から貴重な御意見をいただいたと思います。私、以前に、橋本委員から別の本会議の質問で「リーダーシップとは何ぞや」という質問をいただいたのを、今、ちょっと思い出しました。そのような中で、職員の各位に対しても自らの役割に気づいて、そこに対して自分が前向きに取り組むことを、やっぱり喚起していくというのが私の役割であろうと、これはリーダーシップを果たすうえでの私の役割の一つだということをお答えさせていただいたという手前、言葉の表現につきましては、今、貴重な御意見をいただいたということで、今後活かしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 あと1点、要望です。先般、調理員の皆さん方と、教育長と部課長の皆さん方との意見交換会をしていただいたそうです。非常に、調理員の方も意思疎通ができた、それに、これから頑張るんだという思いも持たれたそうです。私、その結果を聞きまして、非常に喜ばしいことだなと。そのときにボイラーの故障のことも、新聞に載りましたけれども、その前段で、間に合うんだろうか、どうかなということも、調理員の人はものすごく心配されていましてということでした。そのことで、教育長もお分かりいただいて、その後、新聞報道によりますと、簡易な給食を提供したということ、これはやむを得ない状況かと思われまして。そういうことも含めて、もし、このときかなうなら、保護者をお願いをして、お弁当の持参というのも含めて考えていただけたらどうかと思います。これはなぜかといいますと、このときにどうしても持ってこられない児童、それから、不登校的な児童、そういうことも把握できるのではないかと思ったんですね。だから、それも含めて、難しいかもしれませんが、そういう対応策を考えるのに、これは何かの資料的なことにならないかと思いましたので、ぜひ、検討はしてくださいということで、御要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

渡部委員長 ほかに質問はございませんか。陶久副委員長。

陶久副委員長 皆さん、お疲れ様です。あと少しの時間ですので、しばらくおつきあいいただけたら

と思います。

では、質問をさせていただきます。フレイル、皆さん御存知だと思いますが、加齢とともに心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の影響で生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態ですが、その一方で、適切な介入支援により、生活機能の維持、向上が可能な状態とされています。健康な状態と、サポートが必要な要介護状態の間を意味します。2014年5月に提唱され、高齢者が増えてくる現代社会では、フレイルに早く気づき、正しく介入することが大切とされています。それを踏まえて、ちょっと一般質問での延長になるかもしれないんですが、ちょっと議論をさせていただきます。

この度、介護職員の年齢別の実態調査をしていただき、ちょっと気になる結果が出てきましたので、それを少し共有させていただきたいと思います。ちょっと読み上げますので、またメモを取られる方はお願いしたいと思います。このデータには、介護職員と事務員、介護助手などの職種を含むんですけども、20歳未満の方が0.31%、人数ですね。20歳から30歳未満の方が6.08%。この二つが多分、新卒から若手の方だと思いますが、合わせて6.39%になります。続きまして、30歳以上、40歳未満が15.65%ですね、ちょっと多くなります。次に40歳から50歳未満が24.26%ですね。50歳から60歳未満の方が22.63%、60歳から70歳未満、実は私も、多分、この中に入っていると思うんですが、22.13%になります。最後に70歳以上というのがありますね。これが8.9%あります。合計で100%になります。

これから何が見えるかということなんですけれども、結局、新卒から若い方というのが、非常にパーセンテージが低く、6.39%しかありませんので、なおかつ就労してもすぐに辞めてしまう傾向が、やっぱりあります。それともう一つ、対極的にですけれども、70歳以上の方が8.9%おられるということなんですけれども、これは多分、やはり事業所なんかの事情によって、「もう辞める」といっても「もうしばらくおって」とか、そういうかたちで懇願されて、仕事を継続されている方も多分、含まれていると思いますね。特に小規模事業所になればなるほど、その1人の職員が非常に大切なわけですので、その人が抜けたあとというのは、埋めることはなかなか困難です。ということで、やはりその70歳以上になっても元気で働けるうちは働いてくださいというような傾向があるのではないかと。

この中で、40歳から60歳、70歳までの20%程度の占有率がある年代というのは、これは介護保険制度が始まって、就労されて、年季を重ねていって、現在、仕事をされている方だと思いますので、比較的キャリアも踏まれ、ベテランの方だと思います。これが本市における年代別の介護職員の分布になりますね。

この状態が単純に5年、10年が経過すると仮定すれば、実際、これは70歳以上の方が多分、もうなくなられてしまっている、なくなれるということは仕事から、職場からなくなられてしまっていると思います。ということで、実に30%程度の職員が現場から離れるということが想定されるような時代になります。これは2025年以降の本格的な介護社会を迎えることもあり、介護現場での人材不足による、極めて深刻な状態になってしまうということが、このアンケートからわかります。

ただ、これは単年度なので、できたら毎年、やはり、この調査は毎年、もしくは1年置きでもいいと思いますが、定点的にさせていただいて、推移をやはりつかんでいただくということは最低限、必要かと思います。

介護人材の確保は全国的に困難な状況で、テレビのニュースによれば、首都圏での介護人材、人員の有効求人倍率ですが、施設系が3.7倍、施設系というのは特別養護老人ホームとか、そういう入居系の施設内で働いている方ですね。それが3.7倍。一方、在宅系、ホームヘルパーさんをはじめ、在宅で介護に従事されている方が実に15.5倍になります。実際、この倍数からいっても、実際にその求人の問い合わせはほとんどないということになっているそうですね。ということは、本当に1人抜けてしまったら、

その次の1人をどうやって当て込むのかというのは、本当に、事業所の存続も含めて、また、社会全体の介護保険制度の維持を含めて非常に大切だと、困難なことだと思います。

つまり、フレイルの予防の取り組みが功を奏し、健康状態が延伸されたとしても、その頃に要介護状態になってしまったら、在宅での生活というのがかなり困難な状況になってしまうというのが、今の、この数値からの、僕の勝手な分析ですが、ということがわかりました。

したがって、今、行政が本気で取り組むべき課題というのは、最低限、現在のサービス提供体制が維持できるための担い手をどのように確保するかであり、もう次の、第9期介護保険事業計画の主要なテーマは、まさにこれになると思います。

併せて、本市の場合は地域包括支援事業所の再構築も、実際に必要なんですよ。というのは、やはり現場に行きますと、主任ケアマネ、保健師さん、それと社会福祉士さん、3職の、やはりその確保がなかなか、事業所、今、6カ所ですが、事業所ごとの求人でもなかなか集まらない状態になっている。ということで、やはりこれは介護保険事業の司令塔ですので、司令塔自体が倒れてしまっただけは大変なことになりますので、やはり、この地域包括支援センターの再構築というのは、同じく職員の確保と合わせて、もう早急に取り組んでいかなければ2025年には間に合いませんよ。ひょっとしたら揺らいでしまう可能性もありますよということを日に日に実感しておりますので、それを踏まえて第9期に取り組んでいただきたいと思います。

そこで伺います。職員確保の重要課題の第9期事業計画への位置づけや、その取り組みについてお話をしていただきたいと思います。もう一つ、策定審議会には、できたら小規模事業所などのリアルな声を的確に反映させるために、ぜひ、その審議会の人員構成の中にそういった人たちの参加も検討されるようお願いしたいと思いますので、御所見をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

渡部委員長 日下介護保険課長。

日下 課長 介護保険課、日下です。陶久委員からの、介護事業を担う人材確保について、第9期の介護保険事業計画ではどのように位置づけられているのでしょうかという御質問にお答えします。

第9期介護保険事業策定に際しまして実施しました介護人材の確保に関する事業所実態調査の結果から、介護人材の高齢化が確認され、次世代の介護人材の確保が喫緊の課題であることがわかり、生産年齢人口が減少し、都市部への人口流出が避けられない中で、介護人材の確保は地方の自治体の共通の課題であるとも認識しております。

介護人材の確保はまず、新卒者や若者にいかに介護職に興味を持っていただき、介護の担い手となっていただくかということになりますが、近年、核家族化が進んだ結果、高齢者と過ごす機会の減った若年層にとって、介護というものが実感できないものとなっている社会背景も影響しているのではないかと考えられます。こうしたことから、まずは中高生などに介護の必要な高齢者を社会全体で支えていくという高齢者福祉に対する意識の醸成が必要とも考えられますので、認知症サポーターの研修や学生等へ高齢者福祉などの説明をする出前講座などで、まずは介護にふれて興味を持っていただきたいと考えております。

また、県において実施している介護助手として、高齢者の介護現場への参入促進制度や事業者の事務負担軽減のための申請様式添付書類の簡素化に努めるなど、労働環境の改善も含めて、事業計画策定審議会での意見を伺って計画に反映してまいります。なお、これらの人材確保事業や介護職員の処遇改善事業の展開は、市単独事業としては困難なことから、県の介護保険事業支援計画により、事業所とともに情報共有に努めてまいります。

また、事業計画策定審議会での委員の件ですが、今現在、第9期の策定のために、条例により委員の定数は20名とされており。今現在、条例に基づき20名の方を委員として任命しておりますので、また新たな委員の選任となりますと、次回の委員の選任時期になると思いますが、条例等に基づき、適切に委員の任命等を行っていきたいと考えております。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 陶久副委員長。

陶久副委員長 どうも、御回答ありがとうございます。

若い人に介護現場を体験してもらうのもいいですが、本当にパーセンテージが低いので、新たな選択肢になり得るのかどうかというのは非常に難しい部分があります。ということで、天から人材は降ってきませんので、いかに地道に、介護というものが必要であり、それを、やっぱり維持することを、どのように政策の中で訴えるのかというのは、やはり市長のリーダーシップにかかってくる部分が大だと思えます。

だから、本当に全世代的な福祉というのは、これからの、共通認識されるべき、本当に最重要な課題ですので、本当に、時間的にも多分ゆとりはないと思うので。2025年というのは一つの節目であり、僕は最後の徳俵だと思っていますので、これでミスしてしまったら、なかなかこれをカバーするということは、人的にもなかなか難しいし、経済的にもなかなか難しい。一度、失ってしまった人材というのは、本当にこれはなかなかカバーできませんので、これはしっかりと、お互いに頭に入れて、できることをしっかりとしていくということを取り組んでいきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

渡部委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質問がないようですので、これで本委員会の所管に係る一般質問を終結いたします。以上で、本委員会を閉じることにいたします。

閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。長丁場、本当にありがとうございました。多くの審議の中で学ぶことが、大変あったと思います。また委員の皆様、理事者の皆様、事務局、そしてまた、傍聴に来られている皆様にも感謝を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、最後に市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 本日は長時間にわたりまして、文教厚生委員会を開催いただきまして誠にありがとうございました。そして、提案させていただきました案件につきましては、全て原案どおり御承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。そして、審議過程の中で賜りました御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じております。本日は誠に世話になりました。ありがとうございました。

渡部委員長 これをもちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

---

閉 会 12:40

---